

# 久米住民自治協議会規約

## 第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い久米{四十九町、陽光台、木興町、久米町、守田町(以下『5自治会』)}という}を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を久米住民自治協議会(以下『協議会』)と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。  
伊賀市久米町553番地の1 久米地区市民センター内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は5自治会とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・防災活動
- (2) スポーツ活動
- (3) 環境・産業活動
- (4) 文化・教育活動
- (5) 健康・福祉活動
- (6) 自治会連絡調整
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 5自治会に居住する住民
- (2) 5自治会に住所地を置く事業所
- (3) 5自治会住民で活動する自治会、団体
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
監事	2名

事務局長 1名

- 2 会長、副会長及び監事は、運営委員会で選出し総会の承認を得る。
- 3 会計及び事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
- 4 本会に、顧問を置くことができる。顧問は運営委員会で承認を得て、会長が任命する。

(役員職務)

第8条 協議会の役員職務は次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。
- 7 顧問は、協議会業務について、助言をする事ができる。

(役員任期)

第9条 前条の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び実行委員会（以下『会議』という。）とする。

- 2 その他、会議についての詳細は別に定める。

(会議開催及び運営)

第11条 会議は過半数以上の委員の出席（委任状を含む）がなければ開催できない。

- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長又は部会長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、役員、運営委員会委員及び実行委員会委員、各自治会の組長以上をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があつた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
  - (1) 地域まちづくり計画
  - (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長の任命同意
  - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関する事
  - (4) 規約の改廃に関する事
  - (5) その他、重要事項に関する事

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、会計（監事を除く）事務局長により構成する。

- 2 役員会は、協議会の運営に関する事項及び運営委員会に諮るべき事項を審議する。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、監事を除く役員、部会長、副部会長により構成する。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

第15条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。

2 実行委員会に次の部会を置く。

- (1) 安全・防災部会
- (2) スポーツ部会
- (3) 環境・産業部会
- (4) 文化・教育部会
- (5) 健康・福祉部会

- 3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。
- 4 部会には、部会長及び副部会長、広報委員を置く。
- 5 部会長は、運営委員会において選出する。
- 6 副部会長及び広報委員は、部会員の中から選出する。
- 7 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 9 広報委員は、部会での活動状況を整理して事務局等に報告する。
- 10 部会長、副部会長、広報委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 11 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(自治会連絡調整)

第16条 自治会と自治協議会との連絡調整のために 調整会議を行う。

(部会間の調整)

第17条 部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。ただし部会相互の協議により協力する場合はこの限りではない。

## 第4章 財務

(会計)

第18条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務に関する細則)

第19条 財務に関する細則は、運営委員会で定め総会の承認を受けなければならない。

## 第5章 その他

(規約の変更)

第20条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第21条 協議会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規則等への委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

平成23年度の会計年度は平成24年1月14日から平成24年3月31日とする。

この規約は、平成24年1月14日から施行する。

この規約は、平成25年6月9日から施行する。

この規約は、平成28年5月22日から施行する。

この規約は、平成30年5月13日から施行する。